

Title	スターリング地域の植民地通貨制度
Sub Title	The colonial currency system in the Sterling area
Author	矢内原, 勝
Publisher	慶應義塾経済学会
Publication year	1956
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.49, No.11 (1956. 11) ,p.779(15)- 793(29)
JaLC DOI	10.14991/001.19561101-0015
Abstract	
Notes	論説
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19561101-0015

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

件を失うとき、もつていと思つていた主権をたちまち喪失する危険にさらされる。言葉の通りの消費者主権はむしろ市場經濟的商品生産でない、注文生産の場合に通用するとみた方が適切である。されば市場經濟下では消費者の選擇は生産者が提供する商品の種類と分量によつて限定されるのであつて、この種類と分量を支配する権限は一般商品の消費者には存しない。そして、商品の種類と分量の廣狹の變動は、消費者主権の侵害とは受取られていないのである。たとへばテレビジョンが發明されなかつたとき、その供給がないからといつて消費者主権が侵害されたとは考えられない。アメリカ市場でそれが普及し、日本ではそれが販賣されてないときにも、日本人の消費者主権が侵害されたとは考えないであらう。或る種の商品が關稅障壁によつて輸入を制限されているとき、或いは或る商品が輸出のためにのみ生産され、國內に供給されないとき、これを國內消費者主権の侵害として受取るほど、ひとびとは敏感ではない。第三に政府が財政的手段を用いて國民の所得の一部分を徴收するとき、所得處分の權利は政府の手に移る。政府は公共的立場からその所得を或いは消費に或いは投資にむける。この限りにおいて消費者は完全に主権を放棄してしまふわけである。また近時發達してきた社會保險の制度は個人の消費生活を共同化することであつて、個人的な消費者主権でなく、社會的共同主権ともいふべき形態に消費が變形せられてしまふことになる。

このような形において消費者主権の實態はいちじるしく制限されており、また今後において計畫化がそれを制限する傾向が濃いとしても、それは消費者主権と矛盾するものではない。といふことは、

この限りにおいて計畫化は生産の面における競争的秩序と調和しうるのである。しかし計畫化は所得の消費支出の面においてのみ行われるだけでなく、投資の面においてもおこなわれる。この方面における計畫化はただ個人の支出の過程において加えられるものではない。所得の一部分が貯蓄として個人の手からはなれ、金融ならびに資本市場へ流入して行くところで、その量と方向について行われる。この面において、市場の組織がよく整つておるならば、計畫化は實行しやすいにちがいない。

最後に一般的な結論を述べるならば、國民經濟の計畫化とは、全體としての安定と發展について下される総合的な政策を包括して特徴づける言葉である。生産的活動の面においては、それはむしろ競争的秩序を受入れるものである。國民經濟の進歩は競争的秩序のもとにおいて最も創造性を發揮することができ、個人的價値の實現に奉仕することができる。しかしこの競争的秩序は必ずしも均衡や安定を保障するものではない。その缺陷を補うことは、需要の統制である。政府の計畫化は、需要統制の面において最も顯著な意義をもつ。需要の統制はしばしば消費者主権の侵害の如く考えられる。そして計畫化がもし需要統制を必要とするならば、それは個人的自由と相容れないもののように主張される。しかしかかる見解は消費者主権の不當然絶對觀より生ずる誤謬である。經濟的自由の問題は消費者的自由よりもむしろ生産者の自由にある。自由とは進歩の條件としての意味をもつものである。進歩は生産者の自由によつて促進されるのである。

スターリング地域の植民地通貨制度

矢内原 勝

- 1 スターリング地域の内核
- 2 植民地通貨制度
 - a 制度の操作方法
 - b 通貨準備と購買力
 - c 流通通貨量
 - d ボンド・スターリングとのリンクと投資
- 3 結論
- 1 スターリング地域の内核

ここにいうスターリング地域とは、一九三九年以降のスターリング地域である。今スターリング地域の歴史について述べることは省略するが、一九三九年以降のスターリング地域は、それ以前のものから自然發生的、包括的であつたのに比べて、人工的換言すれば制度的であり、メンバーが大體英連邦のメンバーと一致するという意味において緊質的構造をもつてゐる。更に一九四七年三月に連合主権におけるボンド爲替管理は「法令」(statutory rules and orders)

スターリング地域の植民地通貨制度

により操作されることが終熄し、爲替管理法による正常な平和時の行政機構の一部となつた。かくして、「法令」においてスターリング地域として知られていたものは、新法の下では「シエデュールド・テリトリーズ」(scheduled territories) (表記地域) となつた。この「一覽表」は時を経るに従い、諸國の出入に應じて訂正されてゆくものであり、固定されているものではない。このようにして現在云われている「スターリング地域」とは俗稱であつて、正確には「シエデュールド・テリトリーズ」と呼ばれるべきものである。

- スターリング地域の一般的特徴として次の五項目が挙げられるのが普通である。
- 1 メンバーは通貨準備の多くをボンドで保有する。
 - 2 國際取引をボンドで爲す。
 - 3 例外を除いては、メンバー間には資本の移動のためにさへ爲替制限がない。
 - 4 關稅はあるが、大ていのスターリング地域内貿易は割當制限

からは自由である。

5 共通のドル・プールの存在。

以上の如くであるが、この中で最後のものが、恐らく最も重要であると指摘されている。メンバーはその獲得したドルを中央のプールに投入し、必要に応じてそこから引出す。ただし南ア連邦は、スターリング地域のメンバーでありながら、金生産国というその特殊な地位よりしてドル・プール制度に加入していない。これは例外であり又それだけの理由もあるのであるが、ここでは詳述しない。さてこのドル・プールに對して誰が専らドルの「稼ぎ手」であり誰が「引出し手」であるのか、という問題に接近するためには、スターリング地域メンバー、即ち一覽表にのつている諸部分を分解整理しなくてはならない。これは二つの範疇に分れる。

1 内核

a 國際通貨基金 (IMF) において、個別の割當をもたず、連合王國と共通の割當しか與えられていない。

b 連合王國以外は國內に中央銀行をもたない。

c その通貨は通貨發行局 (currency board) と通貨辨務官 (currency commissioner) によつて管理されている。その操作は大部分ロンドンで行なわれ、その資産即ち通貨準備金或いは通貨基金の大部分はボンド証券に投資されており、その通貨の流通地域においては金融及び信用政策について、いかなる決定的な権限もない。

2 外核

a 國際通貨基金に個別の代表を送つてゐる。

b それ自身の中央銀行をもつ。
c 金融面について完全な自主性をもつ。
右の内核、外核の外側に、更に外部地域と呼ばれる地域がある。それは

a 通常ボンド資産を保有する。

b ボンドをそれ自身の國際或いは外國支拂に使用している。この外部地域はアメリカ勘定地域、振替可能勘定地域、双務勘定地域又は行政的振替可能地域の三つのグループに細分される。しかし外部地域はスターリング地域の境界線に位置する國々であり、爲替管理法のチームによればシェンフィールド・テリトリーズと呼ばれていないし、ここでも重要でない。

政治的表現をとれば内核とは連合王國及び英領の廣義の植民地、外核とは廣義の自治領に外ならない。英連邦の構造を考察する場合にも自治領と植民地を嚴密に區別することが肝要であるし、同じ自治領といつてもアジアの自治領、インド、パキスタン、セイロンは特殊な地位を占める。之に對應してスターリング地域の新外核としてのアジアの新自治領についても、地域についての忠誠觀念が、舊自治領のそれとは等しくない⁽⁵⁾、ことが指摘されている。しかしここでは内核の問題に焦點が向けられるために新自治領の問題は捨象する。英連邦といつても英帝國の進化したものと考え、英連邦の中に自治領、植民地双方を含めることに私はしているし、且つそれがこの問題に關する英國の學者の間で一般的であると思うが、ウィンストン・チャーチルのように植民地を帝國、自治領を連邦と呼ぶことにすれば、内核は帝國、外核は連邦ということになる。それは又

東京銀行調査部の村野孝氏のいうエムパイア構造とコモンウェルス構造に外ならない。スターリング地域制度において何故内核と外核とが峻別されなければならないかという点、スターリング地域メンバーの特徴の中、最も重要なものであるとして先に挙げたドル・プールに對して、大略、内核諸國は純稼ぎ手、外核諸國及び連合王國は純引出し手であるからである。附表の第1表から第3表までをみるとこの事實は容易に看取されると思う。

植民地がドル・プールに對して寄與しているのに反して連合王國及び自治領がこれから引出しているという事は、明瞭に現象しているために、單に左翼陣營からだけでなく、諸外國、アメリカ合衆國からすら批判を招く原因となつてゐる。即ちその一例を挙げれば、「英國 (Britain) はスターリング地域機構を植民地を搾取することに使用しており、かくして然らざれば賄ひ得た經濟開發を禁じている。」⁽⁷⁾ このような批判に對する英國の辯護論、殊にシテイ筋という言葉によつて單的に表現される保守的經濟學者は、植民地はスターリング地域に加入していることによつて、多角貿易が自由にボンドによつて取引されている大地域の一部をなすことができる、とか、ロンドンの資本市場への容易な接近が可能になるとかいう、スターリング地域機構から享ける利點を擧げて反論するのが常である。一般に内核といつてもマレイのゴムと錫、西アフリカのココア、という言葉によつて象徴されるように、マレイ連邦と西アフリカ、特にゴールド・コーストとナイジェリアが文字通りドル箱である。今、シテイ筋の問題に關するマレイを例としての見解によれば、マレイには、「ある當然な、しかし非論理的な地方感情がある、即ち、

スターリング地域の植民地通貨制度

このようなドルの大きな稼ぎ手は、スターリング地域の平均部分よりもドルの使用についてももう少し自由を許さるべきであるという。しかしながらマレイは非常に正當な好意をもつて、ドル支出を経済的に使用するという必要を受容し、戰爭直後の輸入統制の放漫は初期の段階において匡正された⁽⁸⁾のである。一體この地方感情は果して「非論理的」であるのかどうか、マレイは果して「非常に正當な好意」をもつて受容したのかどうか、そこに何らかの經濟外的壓力は存在しないか、という疑問が残る。第一、搾取といつてもその言葉自體が曖昧である。マルクスの資本論の理論からすれば資本主義國の労働者は、労働力が價值通りに賣られたとしてもなお資本家に搾取されている。しかし植民本國による植民地搾取という時には、何かそれ以外の搾取が考えられるはずであり、そこに國際價值論、不等價交換の問題が現われる。しかしここではこのような取扱ひ方を避けて次のような方法を試みたい。第一に、植民地保有のボンド殘高の構成を考察し、いかなる機構によつて植民地の獲得した外貨がロンドンに吸引集積されるのかを明らかにする。

第二には、植民地は一般に、政治的に連合王國に從屬しており、經濟的には低開發地域に屬し、且つ從屬的經濟構造をもつてゐる。低開發地域とは何か、ということも困難な問題ではあるが、ここでは一人當り實質所得が低く、且つある條件を與えれば、これを高める能力のある地域としておく⁽¹⁰⁾。從屬的經濟構造とは普通に、單一栽培經濟と呼ばれているもので、經濟的從屬に對してのシンキン教授の定義を引用すれば、次の二條件が満足されなければならない。

1 對外取引がその國民所得の大部分を發生させる。

2 問題の地域は、その主要な市場を提供する諸國の生産物のあまりにも小さい消費者であるので、いかなる影響をもそれらの諸國に與えることができない。

右の二つの條件が經濟的從屬のために必要であり、どちらか一つだけでは不充分である。そうしてスターリング地域の内核をなす植民地は、本來的に連合王國に從屬している。(ローデシアは南ア連邦にも從屬している。)このように經濟的從屬が單一地域に集中している場合には、當然、本國、從屬國との間の金融的及び財政的關係は密接となる。從屬の手段は主として貿易であり、輸出の内容は第一次生産物(農産物及び礦産物)である。従つて國際收支、特に國際貿易收支における變動に對して傷つきやすい。且つ輸入傾向は當然に高い。

比較生産費の原理に基づく國際分業の理論よりすれば、右のような諸特徴をもつ植民地が何日までも第一次生産物に特化しつづけることが、植民地にとつても有利であることになる。しかもスターリング地域全體の觀點よりみれば、昔ながらの三角貿易のパターン、シテイ筋の人々にとつてはスターリング地域の理想型としてこれへの復歸を夢みている、その三角貿易の運動として、植民地は原料品をドル地域に輸出し、連合王國は植民地に生産財、消費財を供給して、植民地の獲得したドルを吸上げ、自己の對ドル地域貿易の赤字を埋める。このような運動が圓滑に行なわれるために植民地の經濟的從屬は一つの要因である。そしてこのような經濟的從屬性の枠の中では、一人當り所得の増大がもたらされないとは斷言できない。しかし一人當り實質所得の上昇が、必ずしもその地域の住民の福祉の

向上を意味するものではない。この點についてハーバート・フランケルの反省もあるが、ここでは植民地の經濟政策の目的は、經濟を發展させることであるとすると、そうしてニューリン及びロウワンが英領アフリカ植民地の金融及び財政制度を考察する際に使用した、經濟開發の目的の二つの基準、

a 長期にわたる一人當り實質所得の成長率の極大化

b 短期或いは循環的及び不規則的變動の極小化

を擴充使用することにする。aは發展の長期の傾向であり、主として投資の問題になり、且つbとは獨立である。こうして第一の植民地の獲得した外貨がロンドンに吸収される機構が、右の二つの基準に照して能率的なものであるかどうか、或いは植民地の經濟開發を阻害するものではないかを分析する。このような方法は、單にドル・プールに對しての自治領と植民地の地位を「引出し手」「稼ぎ手」という關係で捉えて、搾取を云々し、或いは之に對しスターリング地域制度の植民地に對する利點を列挙したりすることより、事柄の本質を遙かに正確に明るみに出すことができると思う。

註(1) United Kingdom, the Great Britain (England, Wales and Scotland) 及び Northern Ireland. 普通英本國と呼ばれているもの。ここでは外務省の譯語を採用した。

(2) Roberts, H. L. and Wilson, P. A.; Britain and the United States, 1953. p. 72.

(3) Sayers, R. S. (ed.); Banking in the British Commonwealth, 1952. p. 470. and Bureau, P.; The Sterling

Area, 1950. p. 14.

(4) 「廣義」という語を附したのは、植民地については、實際の各地域は「植民地」の他に「保護領」「委任統治領」などの名稱をもつものがあり、自治領については「共和國」をも含むからである。

(5) 拙稿「英連邦の統一についての覚え書」三田學會雜誌 第四十七卷 第七號及び第八號参照。

(6) Sayers; op. cit., p. 474.

(7) Roberts and Wilson; op. cit., p. 73.

(8) The Banker; Monetary Systems of the Colonies, 1950. p. 33.

(9) 「マレーは屢々植民地が、スターリング地域機構を通してその輸出貿易超過分を連合王國に寄與することを強制されている證として引用される。」Greaves, I.; Colonial Monetary Conditions, 1953. p. 81.

(10) 「低開發國」の定義については、坂本二郎「後進國の經濟發展」國際經濟第七號など参照。

(11) 村野孝・矢内原勝「スターリング地域は崩壊するか」エコノミスト 一九五六年 七月二十八日號参照。

(12) Cf. Frankel, H.; The Economic Impact on Underdeveloped Societies, 1953.

(13) Newlyn, W. T. and Rowan, D. C.; Money and Banking in British Colonial Africa, 1954. Ch. IX.

スターリング地域の植民地通貨制度

2 植民地通貨制度

a 制度の操作方法

植民地保有のポンド資産、即ちロンドンに吸上げられた植民地の稼いだ外貨は基金のタイプによつて、クラウン・エージェンツのもつ通貨基金、クラウン・エージェンツのもつ他の基金、公的基金として知られている雑基金、連合王國銀行その他の基金、の四に分類される(第4表参照)。このうちよりあげる植民地の通貨制度は、この植民地保有ポンド資産を構成する一部分である、クラウン・エージェンツのもつ通貨基金の問題である。殘餘の三つの基金についても考察が加えられなければならないのは當然であるが、ここでは紙數の關係で通貨基金だけを對象とせざるを得ない。

クラウン・エージェンツのもつ通貨基金、正確には、海外政府及び行政のためのクラウン・エージェンツのもつ通貨發行局の保持及び通貨基金、を問題にする以前にどうしても植民地の通貨制度の説明をまずしなければならない。これは植民地ポンド爲替規準制度とも呼ばれ、又一〇〇パーセント・ポンド爲替規準制度と呼ばれることもある。つまり「植民地」ということはこの場合「一〇〇パーセント」ということを意味する。一語にして云えば法令によつて植民地はその通貨の一〇〇パーセントの準備金をポンドでロンドンに保有しなければならないということである。通貨發行局は通常その通貨の流通している地域に位置しており、植民地のためのロンドン業務を行なうにはクラウン・エージェンツを使用する。ただし東アフリカ及び西アフリカ通貨發行局は例外でロンドンに位置し、クラウ

ン・エージェンツによらず直接に行爲するが、制度の本質には變化ない。今通貨發行の手續をみると、植民地銀行が追加貨幣を需要する時、その要求額に見合うポンドが關係地方事務官の勘定に振込まれるように、適當な發行局或いはクラウン・エージェンツにアレンジする。この事務官又は發行局の地方代理は、ロンドン支拂を報ぜられれば直ちに該銀行に對し要求通貨額を發券する。ところが實際には、大ていの銀行はロンドンに本店があるのでその地方通貨獲得の過程は、單にそれ自身のロンドン勘定から適當な通貨當局の勘定への資金移動にすぎない。かくして植民地通貨はロンドンのポンドに基礎をおく代用貨幣であるから、當然外國爲替との直接の關係はなく、その關係はポンドを通じてのみ存在する。この故に一九四一年の爲替管理法においてシエデールド・テリトリーズとして取扱われたのであり、外國爲替という點からは植民地は連合王國の海外部分と見做されるのである。

ポンド資産を見返りとする植民地通貨發行は連合王國の通貨の輸入であり、その逆は輸出に外ならない。ヨリ正確には植民地の國內通貨は、連合王國通貨の局地的流通を地方的發行によつて代置しているか、或いは貨幣の本質的價値の慣習的な地方單位を植民地通貨發行局によつて發行された代用硬貨と紙幣によつて代置しているかと見做される。代置といつても西アフリカ通貨發行局(ゴールド・コースト、ナイジェリア、シエラ・レオン、ガンビアの四地域を管轄している)の通貨においては單位も連合王國と同じシリングとペニイを用いているし、硬貨も紙幣も圖柄さえ類似している。この場合は連合王國通貨の輸出ということが更に明瞭に感じとれる。國內の

借によつて通貨發行を行なつてゐる國においては、發行當局は證券に對して利子を支拂わなければならないのに反して、このような通貨制度の下では、通貨發行に見合うポンドは資産となりそれを投資することによつて利子を得るわけである。

今投資するといつたが、通貨準備金であるポンドは稼ぎ高のない現金のまま保持することはなく、當然證券投資をするわけであるが、これについても次のような規定がある。即ち通貨發行局及び事務官は、必要以外のポンド基金を連合王國その他の連邦政府の株券或いは植民省によつて認められた、自國以外の他の證券に投資を要求され、資産にその投資からの所得を加えたものが、資産が責任を擔つている通貨の價値の一一〇パーセントになる迄その利子を蓄積するよう要求される。一一〇パーセント以下である年には、通貨の價値の一一〇パーセントに等しい額が價値下落準備に繰入れられなければならない。一〇パーセントを超える場合は、その部分は收入勘定に移され得る。以上の規則については若干の説明が必要である。まず投資の對象であるが、南ローデシア通貨發行局を除いて自國の證券を買うことを許されていないことである。南ローデシア通貨發行局は南及び北ローデシア及びニアザランドを管轄するが、これが例外として二〇パーセントの地方投資が許されているのは、準自治領であるからそれだけ自主性を認められているわけである。(南及び北ローデシア及びニアザランドが中央アフリカ連邦を構成するようになつて以來、この規定についても何らかの變化があつたかもしれない。)⁽⁷⁾東及び西アフリカ通貨發行局については、自らの地域の證券に投資してはいけないという形式的禁止はないけれども、實際問題

として行なつていない。⁽⁸⁾實際には通貨基金の大部分は連合王國大藏省債券に投資されている。この自國證券に投資できないということはかなり重要な問題である。英國の保守主義的論者は、植民地には資本市場がなく、植民地はこの制度によつて、連合王國その他の證券のような確實な對象に投資することができ、之によつて利子を得ることができると主張するけれども、低開發地域である各植民地は當然開發のための資本需要國である。自國の證券は連合王國大藏省債券ほど確實性がなく、容易に現金化できないということを認めても、植民地保有の基金によつて、何處かで誰かが營んでゐる事業から抽出される利潤は當然植民地には流入せず、利潤は利子よりも額が大きいであろう。しかもこの基金は、例えば同じアフリカの友人マウマウ彈壓のために使用されないという保證は何もない。

次にその準備金の率であるが、前に一〇〇パーセントと記したが、今見て来たように、利子を含めて一一〇パーセントが要求されている。もつとも各通貨發行局の基金が通貨の嚴密に一一〇パーセントであつたし、現在あるというわけではなく、例えばマース(Mars, J.)の計算によれば、一九四二年の西アフリカ通貨發行局の準備率は一一六・七パーセントである。或いはマルタのように一一〇パーセントに未だ到達していない場合もある。⁽⁹⁾

更に通貨發行局は通貨の賣買、即ち發行、兌換双方に手数料を課すことができる。その率は四分の一パーセントから一パーセント位迄であつて、その料金は各發行局によつて固定されている。かくしてマースのいう偶發的利潤(contingent profit)——もつとも私に

スターリング地域の植民地通貨制度

は何故これが利潤と呼ばれるのか判らないのであるが——具體的には主として證券に投資されている部分と、若干の連合王國の硬貨及び手持及び銀行にある現金部分、それから發行局の現金所得、即ち證券の經常利子、更に發行兌換の手数料の合計から操作の費用(經營費、硬貨及び紙幣の製造費、船送費)を差引いたものが通貨準備基金を構成するわけである。しかもこれが全植民地ポンド保有高の第一位、二八パーセントを占めることは第4表の通りである。

註(1) 各項目の順を追つての簡単な説明は Greaves; The colonial Sterling Balances, 1954. に得られる。

(2) Clauson, G.; British Colonial Currency System, The Economic Journal, April 1944. によればインメナナ通貨發行局も例外に屬する。

(3) 詳しくは The West African Currency Board, Statistical & Economic Review, No. 8.

(4) Sayers; op. cit., p. 423.

(5) Greaves; Colonial Monetary Conditions, p. 9.

(6) 一九五六年の英連邦首相會議以來、中央アフリカ連邦首相が之に参加するようになったのも、その準自治領としての地位からである。

(7) Newlyn and Rowan; op. cit., p. 69.

(8) Shannon, H. A.; The Modern Colonial Sterling Exchange Standard, IMF Staff Papers, II, 1951-52, p. 347. Cf. West African Currency Board Regula-

tions. II.

(e) Perham, M. (ed.); Mining, Commerce, and Finance in Nigeria, 1948, p. 189.

(f) Shannon, H. A.; Evolution of the Colonial Sterling Exchange Standard, IMF Staff Papers, I, 1950-51, p. 349.

b 通貨準備と購買力

以上のような植民地の通貨制度について、第一章に挙げた二つの規準を照らそうというわけであるが、その手掛りとして一九四四年以来エコノミック・ジャーナル誌上に展開されて来た論争を採りあげたい。口火はまずクローゾンの「英國植民地通貨制度」と題する論文に始まるが、ここでは特に一〇〇パーセントの通貨準備金がロンドンに凍結されなければならないという點に焦點をしばる。そして論争史を忠實に辿る紙数の餘裕もないので、特にヘイズルウッドとアイダ・グリーヴスとの間の論争、後にニクスとキングが参加したものだけを取扱う。ヘイズルウッドの論旨は、植民地の通貨流通額は、もし輸出によつて獲得されたポンドが通貨當局に拂込まれれば擴張されることができ、このようにして獲得された植民地通貨は輸出稼ぎ高をもつて支拂われた輸入として取扱われる。その他の輸入はもし通貨の流通の増加が要求されるなら断念されなければならぬ。即ち流通通貨の増加量は、同量の植民地の貯蓄を代表する。獲得したポンドは通貨基金に緊縛されている、というのである。これに對してグリーヴスは、通貨基金の存在は植民地人の國

内、外國双方の購買力を二ヘニイも變更しない、通貨發行局それ自身の収入から留保される一〇パーセントの法令によつて規定されている過剰部分を除いては、通貨基金は完全に植民地のどこかの所有者の手中にある通貨に見合っている。他の觀點よりすれば、ヘイズルウッドの論旨は、植民地において人がヨリ多くの通貨を保有すれば、保有するだけ、彼らが購買することのできるポンド輸入が減少する、ということになり、これは經驗の反對である、とする。

ここでは論争の詳細には觸れないが、グリーヴスのいうように、爲替管理や輸入割當制度のようなものが存在しなければ、植民地人はその植民地通貨を當局に提出することによつて外國爲替を望むだけ獲得できることは明らかである。外國爲替獲得量は一に植民地人の態度に依存する。しかし極端な例を考へて植民地がその通貨準備金の全量（一〇パーセントを除く）を輸入に當てたと假定しよう。その時は植民地内部の通貨流通量はゼロになる。しかしもし一〇〇パーセントではなくて、例えば五〇パーセントの準備金が認められる制度の下においてなら、即ち五〇パーセントの無準備發行が許されるならば、一〇〇パーセント制度下の準備金の半分が輸入に當てられても、同量の國內の流通量が得られる筈である。そうすれば植民地政府はその額だけの資本を使用して國內開發を行なうことが可能である。勿論この開發計畫によつて通貨量の増大を促すであろうが、ともかくも現行の一〇〇パーセント制度に比して、この意味で外國購買力の増加ということになりそうである。とすれば現行の制度は、一人當り實質所得の増加を齎らすであろう開發のための投資を阻害しているといつてよいであらう。

次に問題となる點は、植民地の通貨準備制度と外國購買力の關係の問題を捨象しても、なお通貨の準備率として一〇〇パーセントと云うのは不必要に高くないか、ということである。これに對して保守的辯護を試みる者、例えば英蘭銀行の意見として、第一に、植民地の預金者は連合王國の預金者に比べて預金を現金化したがる欲望が強い、つまり流動性選好が強いということ、第二に農産物の輸出に依存している産業構造よりして季節的その他の價格變動を蒙りやすいということ、の二つによつて銀行は高度に現金を準備するか、若しくは容易に現金化し得る形態にその資産を投資しなくてはならないと主張する。しかしいくら兌換要求の性向が高いといつても一〇〇パーセントということは潜在的可能性としては考えられても實際にはあり得ないことである。アイダ・グリーヴスのような保守的、少なくとも「植民地ポンド殘高」においては保守的な考え方をもち人でさえ、一〇〇パーセントは過剰であり、兌換のために決して提出されないであろう地方通貨の部分は通貨準備の本来の目的にとつて過剰と見做され得る。この部分は通貨の安定性を害することなく他の使用に向けられると述べている。このことは、これまた保守的と思われる香港大學のキングも認めているが、それならどの位の額が兌換を要求されないと見積るかという点、各人によつて異なり、グリーヴスは三分の一、ヘイズルウッド、ニューリン及びピロウワンは半分である。ニューリン及びピロウワンの數字の根據は過去の動きから算定したものであるが、マースのように植民地通貨を三つのグループにわけて算出した方がヨリ精密な結果を得られるであらう。即ち、(1)地方化された通貨、(2)季節的移住貨幣、(3)景氣循環的貨幣

スターリング地域の植民地通貨制度

を區別し、(1)の地方化された通貨がロンドンにおいて兌換のために決して提出されないとと思われる通貨の部分であり、ナイジェリアにおけるその最少限の量は循環的な谷の年の季節的な谷の月、即ち最悪の不況の年の五月（西アフリカにおいては農産物の關係から毎年五月が谷となる）に流通している量である。これによつて算出された西アフリカ通貨發行局管轄下の、最少限の地方化された通貨量が通貨準備額の何パーセントになるかの算出は殘念乍ら資料が揃わず不可能である。

(1) Shannon, H. A.; The Sterling Balances of the Sterling Area, 1939-49. The Economic Journal, Sep. 1950.

Greaves, I.; The Sterling Balances of Colonial Territories. The Economic Journal, Sep. 1951.

Hazlewood, A.; Sterling Balances and the Colonial Currency System. The Economic Journal, Dec. 1952.

Greaves, I.; Sterling Balances and the Colonial Currency System. A Comment. The Economic Journal, Dec. 1953.

Hazlewood; Sterling Balances and the Colonial Currency System. A Reply. The Economic Journal, Sep. 1954.

Niculescu, B. M.; Sterling Balances and the Colonial Currency System. A Comment. The Economic Jour-

nal. Sep. 1954.

King, F. H. H.; Sterling Balances and the Colonial Monetary System. The Economic Journal. Dec. 1955.

(c) The Banker; op. cit., p. 12.

(c) Greaves; The Colonial Sterling Balances, p. 13.

(4) King op. cit.

(4a) Newlyn and Rowan; op. cit., Ch. IX. 3. The Cost of the money supply. and Ch. XII. 2. Monetary reform within the Currency Board framework.

(9) Perham; op. cit., Ch. IV. 2. Nature and working of sterling exchange standard.

c 流通通貨量

次に問題となるのは通貨の流通量であるが、厳密な一〇〇パーセントポンド爲替規準制度の下では、その通貨獲得の過程が示すように、通貨、正確にはマースの云う「地方化された通貨」の増大は、貨幣の持込が輸出業者の活動により、輸入業者又は政府の活動により、究極には輸出された財及び用役の犠牲を意味する。従つて地方化された通貨の増減は個々の項目ではなくて國際收支全體によつて決定される。従つて交易条件が第一次産業國に不利な場合には當然通貨の獲得は高價につく。第一次産業國にとつて交易条件の傾向が恒常的に不利であるという證據は勿論ない。しかしともかくも通貨の獲得が高價であるということは、植民地が低所得國であり、更に銀行制度が未發達なために、先進國よりも通貨需要量がそ

の傾向はむしろ減少するのであろうし、殊に最後の項目は、在來の貨幣の引上が一度完了すれば新たな注入は不要とならう。更に銀行制度が發展して銀行貨幣の、殊に連合王國におけるように日常生活にも小切手の使用が支配的となれば、それだけ取引に要する通貨の需要量は減少するはずである。しかし通貨の需要量は増大する傾向にあると考える方が妥當であり、事實、ナイジェリアにおいては一九三四年の國家貨幣の流通量、三、一七六、〇〇〇ポンドから一九三七年には七、九八六、〇〇〇ポンドへと四、八一〇、〇〇〇ポンドだけ増加している。そうして貨幣の需要量の増大を促す要因が國際收支のプラスを増大させるという保障は何もないから、植民地通貨は非彈力的であると云い得る。ただしこれは實際に増加した額であつて、これだけでは通貨の必要量に比して過少であつたと云えない。

この植民地においてはデフレ的傾向が存在するということに就て、バンカーの論者はこの傾向を認めながら、眞理はむしろ、一〇〇パーセント通貨準備制度下においては、政府は無準備の貨幣の發行を慎むことにより、ある程度のインフレの機會を自ら否定しているということである、と述べている。しかしながら、繼續的なインフレ傾向が存在することは有利であるとする考え方は今日ではあまり流行していない、ともかく地方的なインフレ、デフレの傾向は、全スターリング地域を單位としての傾向に比べれば重要性が殆んどない、と述べて、このデフレ的傾向の及ぼす植民地經濟に對する不利を小さく見ている。アイダ・グリーヴスは、利用し得る通貨量は宛極的にはその土地の銀行が、その目的のために使用し、且つ使用す

スターリング地域の植民地通貨制度

れだけ多い筈であることを考慮に入れればその開發計畫にとり阻害要因をなすであろう。更に通貨の需要量、換言すれば適正通貨量と現實に流通している通貨量とは必ずしも一致しない。何が國內の通貨需要量を決定するのかという問題は理論的に困難な問題であるが、ともかくも、もしマースの分析が正しいとすれば、地方化された通貨の量は、國內の需要とは無關係に、外部から、即ち國際收支によつて決定されるということは云い得る。したがつて一〇〇パーセント制度下では國內の通貨需要量を調節する自主性が存在しない。そして植民地國內の物價水準は地方化された通貨の量によつて決定され、地方化された通貨量は國際收支によつて決定されるから、交易条件が第一次産業國に不利な場合には當然國內物價水準にデフレ的影響を及ぼす。この場合輸入を削減できれば効果は相殺されるが、通常植民地の輸入品は價格の弾力性が低く、植民地のこれらの財に對する輸入傾向は極めて高いので、輸入の削減は困難である。

更に、植民地においては通貨の需要量が増加してゆく傾向が一般的にみられる。何故なら低開發地域の開發ということ自體通貨の需要量の増大を促すからである。具體的には、積極的要因としては、金融取引の急速な増大、國內で生産され消費される財の増加、金融流通の出現、消極的要因としては通貨の退藏及び破壊が廣汎に行なわれていること、隣接地域への漏損、ある地域においては在來の原住民通貨或いは外國通貨の引上げが行なわれているため、之を埋めるため新通貨を注入しなければならないこと、が擧げられる。しかし消極的要因の方は、靜態的であり、現在はそのやうであつても將來こ

ることを意志するポンド量に依存している、と述べているが、彼女のこの考え方は私には明らかでない。ともかく彼女は、地方通貨がロンドンに基礎をおいていることが、現金支拂の需要を特殊な外部資源という制限内に留保する必要を常に意識しているということのために、そうでない場合よりも、ヨリ制限的であるか、という問題を提起している。この問題は彼女とヘイズルウッドとの、一〇〇パーセント通貨準備は植民地人の購買力に影響するか、という論争にも關係するが、彼女の出した一つの答は、實際には銀行が通貨の不足に苦しんだことはない、ということである。その理由として第一に、植民地において銀行が信用を興える價值があると見做すことに制限があり、それによつておこる信用賦與の上限の量的制限が、貸付と預金を信用の量的制限の問題にする點に達することを妨げていること、第二に多くの植民地貿易と財政の性質から、通貨の需要の増加が、またそれに見合う銀行の外部殘高の増加を惹起するからだとしている。

グリーヴスのこの點に就ての批判として、まず植民地銀行が通貨の不足に苦しんだことがないという事實は、植民地が通貨不足に苦しんだことがないという證明にはならないであろう。グリーヴスの擧げている第一の理由は、植民地内の私銀行に關するもの、植民地に業務を行なつて連合王國銀行に就てのことであつて通貨發行局に關するものではない。銀行はその手持のポンドを通貨發行局に提出することによつて植民地の通貨を獲得することに勿論制限はない。このことは植民地人が、手持のポンドを提出することによつて通貨を獲得することに制限がないと同様であることは、先にも

みた通りである。第二の點については、先にあげたマースの分析が否定するところであろう。

植民地においては一〇〇パーセント通貨準備制度によりデフレ的傾向が存在することが真だとすれば、そのことは植民地の開發計畫に對して少なくとも有利な條件ではないであろう。しかし更に重要な問題は植民地が獨立の金融政策を打出すことが不可能であるということである。インフレ傾向の有利という考え方が流行しようとなかろうと、世界市場その他から受ける諸變動に應じた金融政策を採り得ないということは、循環的又は不規則的變動を最少限化するという目的に反すると思われる。

註(1) Perham, op. cit., p. 190 & p. 193. ニュウリン及びロ

ウワンは更に信用政策を貨幣供給の主要決定要因に加えてい
る。ただこのマースの説には異論があることは彼自身が指摘し
ている。

(2) Ibid., p. 194.

(3) Ibid., p. 195.

(4) The Banker; op. cit., p. 4.

(5) Greaves; Colonial Monetary Conditions, p. 39. 植

民地の通貨需要量に關してはこれは貨幣所得に依存すると彼女
は考へている。Ibid., p. 31.

d ポンド・スターリングとのリンクと投資

次に植民地通貨は、財及び外國爲替に對して、當然連合王國のポ

ンドと同じ外國購買力をもつ。そしてもし連合王國通貨が使用され
ているとすれば、それがそこでもつと同じ國內購買力をもつ。従つ
て植民地は通貨の切上、切下を自主的に行なうことができず、常に
連合王國ポンドに追従しなければならぬ。ポンドが切下げられ
ば、それと同率だけ自國通貨を切下げるべきかどうかは、自治領に
とつては自治領政府自らの決定によるわけであるが、植民地にとつ
てはポンドのドルに對する切下は自動的に自國通貨のドルに對する
同率の切下を意味する。連合王國の金融政策によつてポンドが切下
げられた場合、それに追従することは植民地にとつて常に有利、即
ち、一人當り實質所得の極大化、變動の極小化を意味するという保
障は何もない。この點についてもバンカーの論者は再び、植民地の
外國爲替の獨立の變動は實際的には極めて少ない。例えば通貨の切
下は通常には、あまりにも「硬直的」な費用構造に對する一救済策
である。しかし典型的な植民地においてはこのように固定されてい
る費用は多く非植民地通貨(外國貨附手敷料その他)において固定
されている。そして地方的費用は先進國におけるよりも遙かにヨリ
容易に調整され、その他の可能な利益を犠牲にすることヨリ少なく
して獲得できる、として、その効果を小さくみている。しかし植民
地のように常にドル地域に對して輸出超過の傾向のある國ではこの
説の根據が薄弱である。連合王國が工業國、植民地が農業國とい
うパターンにおいては、連合王國における平價切下の効果は、この面
だけを抽象して考えれば、植民地においては逆になるはずである。
マースは具體的例を提出している。即ち、ナイジェリア政府はもし
ナイジェリアのポンドがポンド・スターリングのタームにおいて切

下げられたとしたならば、戦時中のインフレーションの餘波にヨリ
容易に打ち勝ち得たであろう。ナイジェリア・ポンドの切下は通貨
準備の一部分を西アフリカ政府(ナイジェリア、ゴールド・コー
スト、シエラ・レオン、ガンビア)に分配されるように解放するで
ある。そうして政府は切下げられた西アフリカポンドを購入して
この額を輸入を含まない公共事業計畫に消費する。ナイジェリアの
所得は公共事業によつて發生し、その地方化された通貨は高率の輸
入品購買にも拘わらず維持されるであろう。萬一ナイジェリアの原
料品に對しての世界市場價格が第二次大戦後に下落するならば、こ
のような政策はまた、競争國がその通貨を報復的に切下げないとい
う假定の下では、輸出を刺激するという利益がある。要するに獨立
の金融政策をもたず常に連合王國のポンドと同率の動きをしなけれ
ばならないことは、實質所得の極大化に對しても、また變動の極小
化に對しても阻害要因であることは間違いない。

次の問題は、獨立の金融政策をもてないことに關連しての投資政
策である。現在ロンドンに蓄積されている通貨準備をもつて自國の
證券を購入できないという理由が、植民地政府の證券は、連合王國
或いは他の自治領の證券に比して安全性がなく、通貨の兌換の要求
に即刻現金化できないからだという議論を認めても、この基金が通
貨準備である限り、兌換を要求される恐れのない部分は、自國
證券の購入に向けられても差支えないはずである。この絶対に兌換
に提出されない額は、マースの言葉を借用すれば「永久的及び半永
久的に地方化された通貨」の量である。この部分に見合う額だけは
準備金なしの通貨發行が許され得る。準備金なしといつても、その

地方の政府の債券によつてバックされてもいいわけである。これは
マースの提案であるが、この場合は通貨發行局が政府に對して貸附
けたことになる。もし一步進んで植民地に獨立の中央發券銀行が確
立されたならば、その銀行自らが投資することも可能であることに
なる。

最後に一〇〇パーセント通貨準備制度は、植民地の資本市場の發
展を遲滞させるであろう。これまた開發計畫にとり阻害條件となる
であろう。

以上みて来たように、現行の一〇〇パーセント爲替基準制度を改
良して、一〇〇パーセントという準備率を低めることにより、通貨
獲得のコストが下げられ、これにより投資を増大させることができ
る。更に獨立の金融政策を打出してポンドと別個の切上、或いは切
下を行なうことにより、開發計畫に有利な條件を作出し得る。これ
らのことは、究極において植民地に獨立の中央發券銀行を確立する
ということになる。これについては、ゴールド・コーストにおける
中央銀行設立に反對の意見を打出した所謂「トレヴォー報告」正確
には「ゴールド・コーストにおける銀行條件及び國立銀行設立の間
題についての報告」があり、之に對しては種々の批判が行なわれてい
る。就中デヴィッド・ロウワンの「ゴールド・コーストにおける銀行の
適用——センル・トレヴォー卿の報告に對する一批判」が著名であ
るが、今詳細に立入る餘裕がない。ともかくこのような中央銀行設
立によつて先に擧げた改良を行なおうということは、逆に現行一〇
〇パーセント通貨準備制度が植民地の開發にとつて非能率的である
ということに外ならない。

註(1) 一九四九年の連合王國のポンド切下に應じての各自治領の反應が Documents and Speeches on British Commonwealth Affairs 1931-1952 vol. II. Section XX. 1. Financial policies (ii) The Devaluation of the Pound Sterling: Commonwealth Reactions. の中に見られて興味をかう。

(a) The Banker, op. cit., p. 4.

(c) Perham, op. cit., p. 207.

(4) Cf. Niculescu; op. cit.

3 結 論

今まで植民地側よりみて、一〇〇パーセント通貨準備制度が植民地の開發にとつて非能率的であるということを、スターリング地域という観点からみれば如何であろうか。この制度は植民地の獲得した外貨の吸引機構の一部に外ならない。植民地が原料品をドル地域に輸出して得た外貨が、一〇〇パーセントの通貨基金という項目の下にロンドンに凍結されているということは、この通貨制度がスターリング地域のドル・プールにドルを吸収する一つのパイプであることを示している。植民地保有ポンド残高が第二次大戦中及び戦後の異常な事態に由るといふことを強調しても、それがパイプの役目を否定することにはならないであろう。しかもこのパイプは植民地の通貨量が減少しない限りは逆流することがない。通貨基金を證券投資することができるから、植民地は利子を獲得できて幸運である⁽¹⁾。という恩着せがましい意見や、投資されているから決してアイドル

バランスではない、という議論がある。なるほどアイドル・バランス一般ではないであろう。しかし該當植民地にとつては正にアイドルなバランスである。連合王國大藏省債券を購入するということが強制ではないから、この残は決して連合王國に對する貸附ではないという。連合王國に對する貸附であつてもなくても、ドル・プールに貢献していることには間違ひなく、ドル・プールからの引出し手である誰かが利用していることにも間違ひない。

ここでは紙數の關係で、植民地保有のポンド残高の中、通貨基金だけをとりあげ、他の三つの基金については全く觸れることができなかったが、低開發地域という概念は普通國內資本の不足に苦しんでいる國であり、外資の導入を要求している國である。英領植民地、特にマレイ連邦と西アフリカは外貨を豊富に稼ぎ連合王國に投資しているながら、しかも資本が不足しているという、不思議な國の不思議な物語である。そして既に政治的に覺醒して來た植民地人は、「單純な植民地人」に、この残高を、「智慧づいたオーストラリア人」⁽³⁾がしようとするような方法で消費することを許すのは眞の親切ではなからう、と云われれば憤慨するに違ひない。

註(1) The Banker; op. cit., p. 4.

(2) King; op. cit.

(c) Robertson, D. H.; Britain in the World Economy, 1954, p. 48.

〔附表〕 第1表 1951~1954年スターリング地域のドル地域に對する經常取引 (100萬ポンド)

	1951	1952	1953	1954 (暫定)
連合王國殘高(防衛費[純]を含む)...	-436	-174	- 8	-101
その他のスターリング地域諸國				
殘 高.....	-63	-99	-15	-201
連合王國への金賣却.....	+69	+69	+79	+364
連合王國植民地				
殘 高.....	+165	+136	+101	+279
連合王國への金賣却.....	+ 9	+ 3	+ 24

(Cmd. 9430)

第2表 經常收支殘高 (香港を除く) (100萬ポンド)

	1952	1953	1954 (暫定)
西アフリカ.....	+32	+32	+75
東アフリカ (アデンを含む)	-10	-50	-44
西インド諸島(バハマス, パミューダを含む)...	-16	+ 1	- 1
マレイ地域 (ボルネオ地域を含む)	+19	-19	- 8
その他の地域.....	+ 5	+ 4	+ 3
合 計.....	+30	-32	+25

(Cmd. 9480)

第3表 地域的グループによるポンド資産の配分 (100萬ポンド)

地域的グループ	1952末	1953末	1954末
西アフリカ.....	362	400	488
東アフリカ (アデン, ソマリランド保護領, ザンジバルを含む)	209	220	217
マレイ地域 (ボルネオ地域を含む)	283	282	305
西インド諸島(バハマス, パミューダを含む)...	90	107	123
その他の地域.....	227	247	261
合 計.....	1,171	1,256	1,394

(Cmd. 9480)

第4表 ポンド資産の基金の主要な型による分類 (100萬ポンド)

基金の種類	1952末	1953末	1954末
クラウン・エージェントのもつ通貨基金.....	363	372	395
クラウン・エージェントのもつその他の基金			
特 別.....	189	204	235
一 般.....	235	268	324
公的基金として知られている雑基金.....	144	144	139
連合王國銀行その他の基金.....	240	268	301
合 計.....	1,171	1,256	1,394

(Cmd. 9480)

スターリング地域の植民地通貨制度